

山口県報

令和2年
5月12日
(火曜日)

目次

○告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正（給与厚生課）……………

道路の区域の変更（道路整備課）……………



山口県告示第百五十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示（昭和四十三年山口県告示第四百五十五号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和二年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百六十円」を「三千九百七十円」に改める。

山口県告示第百五十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示（平成四年山口県告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和二年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中「四、九〇〇円」を「四、九八一円」に、「一三、二八五円」を「一三、三四二円」に、「五、四八四円」を「五、五四三円」に、「六、〇一〇円」を「六、〇五一円」に、「一四、二四九円」を「一四、一五七円」に、「六、三八九円」を「六、四七五円」に、「一七、二八五円」を「一七、一〇四円」に、「六、七六〇円」を「六、七八三円」に、「一九、〇五二円」を「一九、三二〇円」に、「七、〇四二円」を「七、〇三一円」に、「二一、三九九円」を「二一、二三五円」に、「二二、三〇四円」を「二二、二六六円」に、「六、九一三円」を「六、九九五円」に、「二五、二二二円」を「二五、五〇三円」に、「六、四二四円」を「六、五四三円」に、「二四、七七七円」を「二五、五一五円」に、「五、二二二円」を「五、三二五円」に、「一九、七六九円」を「二〇、五一二円」に、「三、九六〇円」を「三、九七〇円」に、「一四、九九七円」を「一四、九八〇円」に改める。

山口県告示第百六十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

よる。

令和二年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

山口県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年五月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 光井島田線

道路の区域

区 間	新		旧 旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最 広	最 狭				
光市大字島田字猪河内八七〇の四地 先から 同市同大字鬼塚一・一六三の一地先 まで	二・八 七・〇	二・八 七・〇	二・八 七・〇	六五・六〇	六五・六〇	ダブルウェイ